貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について

別表

違反行為 適用条項	違反行為 事項	基準日車等 初違反	基準日車等 再違反	備考
法第8条第1項	事業計画に定めるところに従う義務違反	法第9条第1項、第3項の基準日車等を適用		
第2項	事業計画に従うべき命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤アによる。	
法第9条第1項 貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」という。)第2条第1項第2号	事業計画変更認可違反 営業所の位置(運輸局長が指定する区域外に限る。)の違反			
	① 営業所を区域外に設置	20日車	40日車	
	② その他	10日車	20日車	
第3号	各営業所に配置する事業用自動車の種別違反	10日車	20日車	
	各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反	10日車	20日車	
第4号	自動車車庫の位置及び収容能力違反			
	① 営業所との距離	20日車	40日車	
	② 収容能力不足	20日車	40日車	
	③ その他	10日車	20日車	
第5号	乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反			
	① 営業所・車庫との距離	10日車	20日車	
	② 収容能力不足	10日車	20日車	
	③ その他	警告	10日車	
第6号	特別積合せ貨物運送を行うか否かの違反	10日車	20日車	
第7号	貨物自動車利用運送を行うか否かの違反	10日車	20日車	
第2項第1号	特別積合せ貨物運送に係る営業所及び荷扱所の位置(運輸局長が指定する区域外に限る。)の違反	20日車	40日車	
第2号	特別積合せ事業者の営業所、荷扱所の積卸施設違反			
	① 取扱能力不足	10日車	20日車	
	② その他	警告	10日車	
第4号	運行系統の違反	10日車	20日車	
第5号	運行系統ごとの運行日並びに最大及び最小の運行回数	10日車	20日車	
第3項第1号	貨物自動車利用運送に係る営業所の位置違反	10日車	20日車	
法第9条第3項前段	事業計画変更事前届出違反			
施行規則第6条第1項第1号	各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反	警告	10日車	
第2号	各営業所に配置する運行車の数違反	警告	10日車	
法第9条第3項後段	事業計画変更の事後届出違反			
施行規則第7条第1項第1号	主たる事務所の名称及び位置の変更違反	警告	10日車	
第2号、第3号	営業所又は荷扱所の名称、位置(利用運送のみに係るもの及び運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。)の変更違反	10日車	20日車	
第4号	業務の範囲、保管施設の概要、利用事業者の概要の変更違反	警告	10日車	
法第10条第1項	運送約款認可違反	20日車	40日車	
法第11条	運賃及び料金(個人を対象とするものに限る。)、運送約款等の無掲示	警告	10日車	
法第16条第1項	安全管理規程の設定・届出違反			
	1 未設定	20日車	40日車	
	2 届出に係るもの	警告	10日車	
法第16条第2項 貨物自動車運送事業安全規則(以下「安全規則」という。)第2条の5	安全管理規程の必要事項設定違反(規程の内容不適切)	10日車	20日車	
法第16条第3項	安全管理規程の変更命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤イによる。	
法第16条第4項	安全統括管理者の選任違反	20日車	40日車	
法第16条第5項 安全規則第2条の7	安全統括管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出			
	1 選任(解任)の未届出に係るもの	警告	10日車	
	2 虚偽の届出に係るもの	40日車	80日車	
法第16条第6項	安全統括管理者の意見に対する尊重義務違反	10日車	20日車	
法第16条第7項	安全統括管理者の解任命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤ウによる。	

別表

違反行為 適用条項	違反行為 事項	基準日車等 初違反	基準日車等 再違反	備考
法第17条第1項第1号 安全規則第3条第1項、第2項	過労運転の防止措置義務違反 必要な員数の運転者の確保違反	警告	10日車	
第3項	1　休憩・睡眠施設の整備違反	30日車	60日車	
	2　休憩・睡眠施設の管理、保守違反	警告	10日車	
第4項	1　「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年国土交通省告示第1365号。以下「乗務時間等告示」という。）違反			
	①　設定不適切	警告	10日車	
	②　未設定	10日車	20日車	
	2　乗務時間等告示の遵守違反（注1）			
	①　各事項の未遵守計5件以下	警告	10日車	
	②　各事項の未遵守計6件以上15件以下	10日車	20日車	
	③　各事項の未遵守計16件以上（注2）	20日車	40日車	
	（注1） 1箇月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、上記の件数として計上し処分日車数を算出するとともに、さらに別立てで次のとおり処分日車数を算出し、上記の処分日車数に合算する。 ①　各事項の未遵守計1件　10日車　20日車 ②　各事項の未遵守計2件以上　20日車　40日車 （注2） 局長通達5（1）①に該当するものを除く。			
	3　乗務時間等告示なお書きの遵守違反（一運行の勤務時間）	10日車	20日車	
第5項 第6項	酒酔い・酒気帯び乗務	100日車	200日車	
	1　疾病、疲労等のおそれのある乗務（注）			
	①　未受診者1名	警告	10日車	
	②　未受診者2名	20日車	40日車	
	③　未受診者3名以上	40日車	80日車	
	2　疾病・疲労等乗務	80日車	160日車	
	3　薬物等使用乗務	100日車	200日車	
	（注） 疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させることをいう。			
第7項	交替運転者の配置違反			
	①　未配置5件以下	10日車	20日車	
	②　未配置6件以上	20日車	40日車	
第8項	100km超運行系統の乗務基準の設定違反			
	①　設定事項不足	勧告	警告	
	②　一部運行系統未設定	警告	10日車	
	③　全運行系統未設定	10日車	20日車	
	乗務基準遵守の指導及び監督違反			
	①　一部不適切	警告	10日車	
	②　大部分不適切	10日車	20日車	
法第17条第1項第2号 安全規則第3条の2 （道路運送車両法（以下「車両法」という。）第40～43条、第47条）	事業用自動車の安全性の確保義務違反 点検整備違反 整備不良車両等			
	1　整備不良のもの（当日の日常点検時以降に灯火不良になったもの等、偶発的・突発的なものを除く。）	10日車×違反車両数	20日車×違反車両数	
	2　不正改造のもの（速度抑制装置又は速度制限(NR)装置の機能不良を故意に放置したものを含める。）	20日車×違反車両数	40日車×違反車両数	
	3　自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法不	20日車×違反車両数	40日車×違反車両数	

別表

違反行為 適用条項	違反行為 事項	基準日車等 初違反	基準日車等 再違反	備考
	適合車両を使用			
（車両法第47条の2）	日常点検の未実施（1台の車両の1月の未実施回数）			
	① 未実施回数6回未満	警告	3日車×違反車両数	
	② 未実施回数6回以上15回未満	3日車×違反車両数	6日車×違反車両数	
	③ 未実施回数15回以上	5日車×違反車両数	10日車×違反車両数	
（車両法第50条第1項）	整備管理者の選任違反			
	整備管理者選任なし	局長通達5（1）④及び6（1）④による		
（車両法第50条第2項）	整備管理者に対する権限付与義務違反	10日車	20日車	
（車両法第52条）	整備管理者の選任（変更）の未届出、虚偽届出			
	① 選任（変更）の未届出に係るもの	警告	10日車	
	② 虚偽の届出に係るもの	40日車	80日車	
（車両法第53条）	整備管理者の解任命令違反	40日車	80日車	
（車両法第58条第1項）	無車検運行	60日車×違反車両数	120日車×違反車両数	
（車両法第66条第1項）	自動車検査証の備付け	警告	10日車	
（車両法第48条）	定期点検整備等の未実施			
	1 定期点検整備等の未実施（注1）（注3） （1台の車両の1年間の未実施回数）			
	① 未実施1回	警告	5日車×違反車両数	
	② 未実施2回	5日車×違反車両数	10日車×違反車両数	
	③ 未実施3回以上	10日車×違反車両数	20日車×違反車両数	
	2 12月点検整備の未実施（注2）（注3）	10日車×違反車両数	20日車×違反車両数	
	3 全ての車両について定期点検整備が全て未実施	局長通達5（1）③及び6（1）④による		
	（注1） 12月点検整備を除く。ただし、自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を含める。 （注2） 自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を除く。 （注3） 3に該当する場合を除く。			
（車両法第49条）	点検整備記録簿等の記載違反等			
	1 未記載（1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回に付き1枚の記録簿）			
	① 未記載3枚以下	警告	3日車×違反車両数	
	② 未記載4枚	3日車×違反車両数	6日車×違反車両数	
	2 記載不適切	警告	10日車	
	3 記録の改ざん・不実記載	60日車	120日車	
	4 記録の保存（1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿）			
	① 保存なし3枚以下	警告	3日車×違反車両数	
	② 保存なし4枚	3日車×違反車両数	6日車×違反車両数	
第3条の3	点検等のための施設の不備	警告	10日車	
第3条の4	整備管理者の研修受講義務違反	10日車	20日車	
法第17条第3項	過積載運送の引受け、指示等			
	1 過積載による運送の引受け			
	① 過積載の程度が5割未満のもの	10日車×違反車両数	20日車×違反車両数	
	② 過積載の程度が5割以上10割未満のもの	20日車×違反車両数	40日車×違反車両数	
	③ 過積載の程度が10割以上のもの	30日車×違反車両数	60日車×違反車両数	
	2 過積載による運送を前提とした運行計画の作成	10日車	20日車	
	3 過積載による運送の指示	20日車	40日車	
安全規則第4条	過積載運送防止の指導及び監督の怠慢	10日車	20日車	
法第17条第4項	その他輸送の安全を確保するための遵守事項違反			
安全規則第5条	1 貨物の積載方法違反	警告	10日車	
	2 コンテナの落下防止措置未実施	20日車	40日車	
安全規則第5条の2	限度超過車両の通行、条件等違反の防止に係る指導及び監督の怠慢	10日車	20日車	
第6条	自動車車庫の位置違反	10日車	20日車	
第7条第1項～第3項	点呼の実施違反（注1）（点呼が必要な回数100回に対して）			
	1 未実施			
	① 未実施19件以下	警告	10日車	
	② 未実施20件以上49件以下	10日車	20日車	

別表

違反行為 適用条項	違反行為 事項	基準日車等 初違反	基準日車等 再違反	備考
	③ 未実施50件以上（注2）	20日車	40日車	
	2 不適切			
	① 一部実施不適切	警告	10日車	
	② 全て実施不適切	10日車	20日車	
	（注1） ・補助者の要件を満たしていない者が実施した場合は、点呼未実施とする。 ・運行管理者、補助者の自己による点呼は、点呼未実施とする。 ・点呼を対面によらず電話その他の方法で実施（運行上やむを得ない場合を除く。）した場合は、点呼未実施とする。 ・「実施不適切」とは、実施事項に不備がある場合をいう。 ・未実施と実施不適切とが混在する場合、基準日車等の大きい方により算定する。 （注2） 局長通達5（1）②に該当するものを除く。			
第4項	アルコール検知器備え義務違反			
	検知器の備えなし（注）	60日車	120日車	
	（注） 備えなしとは、アルコール検知器が1器も備えられていない場合をいう。			
	アルコール検知器の常時有効保持義務違反（注）	20日車	40日車	
	（注） 常時有効保持義務違反とは、 ①正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認を行った場合に適用する。 ②正常に作動しないアルコール検知器であることを理由に酒気帯びの有無の確認を怠った場合に適用する。			
第5項	点呼の記録違反			
	1 記録			
	① 一部記録なし	警告	10日車	
	② 全て記録なし	30日車	60日車	
	2 記載事項等の不備	警告	10日車	
	3 記録の改ざん・不実記載	60日車	120日車	
	4 記録の保存			
	① 一部保存なし	警告	10日車	
	② 全て保存なし	30日車	60日車	
第8条	乗務等の記録違反			
	1 記録（30乗務に対して）			
	① 記録なし5件以下	警告	10日車	
	② 記録なし6件以上（全て記録なしを除く。）	10日車	20日車	
	③ 全て記録なし	30日車	60日車	
	2 記載事項等の不備	警告	10日車	
	3 記録の改ざん・不実記載	60日車	120日車	
	4 記録の保存			
	① 一部保存なし	警告	10日車	
	② 全て保存なし	30日車	60日車	
第9条	運行記録計による記録違反			
	1 記録（運行記録計による記録が必要な30乗務に対して）			
	① 記録なし5件以下	警告	10日車	
	② 記録なし6件以上（全て記録なしを除く。）	10日車	20日車	
	③ 全て記録なし	30日車	60日車	
	2 記録の改ざん・不実記録	60日車	120日車	
	3 記録の保存			
	① 一部保存なし	警告	10日車	
	② 全て保存なし	30日車	60日車	
第9条の2	事故の記録の違反			
	1 記録			
	① 記録なし2件以下	警告	10日車	
	② 記録なし3件以上	10日車	20日車	
	2 記録事項の不備	警告	10日車	
	3 記録の保存義務違反	警告	10日車	

別表

違反行為 適用条項	違反行為 事項	基準日車等 初違反	基準日車等 再違反	備考	
第9条の3第1項～第3項	運行指示書				
	1　作成、指示又は携行の義務違反（運行指示書の作成等が必要な30運行に対して）				
	①　5件以下	警告	10日車		
	②　6件以上15件以下	10日車	20日車		
	③　16件以上	20日車	40日車		
	2　記載事項等の不備	警告	10日車		
第4項	運行指示書及び写しの保存義務違反	20日車	40日車		
第9条の5第1項	運転者台帳				
	1　作成				
	①　5名以下作成なし（全て作成なしを除く。）	警告	10日車		
	②　6名以上作成なし（全て作成なしを除く。）	10日車	20日車		
	③　全て作成なし	20日車	40日車		
	2　記載事項等の不備	警告	10日車		
第2項	運転者台帳の保存義務違反	警告	10日車		
第10条第1項	「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成13年国土交通省告示第1366号。以下「指導監督告示」という。）による運転者に対する指導及び監督違反				
	1　「2」「3」以外の違反				
	①一部不適切（指導監督告示の実施状況が2分の1以上である場合）	警告	10日車		
	②大部分不適切（指導監督告示の実施状況が2分の1未満である場合）	10日車	20日車		
	2　最高速度違反行為（下命又は容認に係るものを除く。）があったものに限る。（注1）（注3）	初回	2回目	3回目	4回目以上
		警告	10日車	20日車	40日車
	3　駐停車違反（駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違反をいう。以下同じ。）、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為（以下「放置駐車違反」という。）その他の道路交通法の違反行為（2の違反並びに過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転及び救護義務違反の違反を除き、道路交通法通知等があったものに限る。）（注2）（注3）	初回	2回目以上		
		警告	10日車		

（注1）

①　都道府県公安委員会から最高速度違反に係る道路交通法第22条の2第2項の規定に基づく協議又は同法第75条第3項（同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく意見聴取があった場合には、その違反の事実があった日から過去3年以内に、最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない営業所に係るものにあっては、文書による警告を行うものとする。

また、同法第22条の2第2項の規定に基づく協議及び同法第75条第3項（同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく意見聴取がなく、同法第108条の34の規定に基づく通知（下命又は容認に係るものを除く。）のみがあった場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件に達した場合に文書による警告を行うものとする。

ただし、大幅な最高速度違反行為（超過速度が30㎞/h以上（高速自動車国道及び自動車専用道路においては40km/h以上）のものをいう。以下同じ。）について、道路交通法通知等（下命又は容認に係るものを除く。）の件数が3件に達した場合にあっては、再違反の基準を適用するものとする。

②　最高速度違反行為を理由とした行政処分等を行った日から起算して3年以内に、道路交通法通知等により最高速度違反行為が確認され、次の(ｱ)又は(ｲ)のいずれかの基準に達した場合には、本処分量定により、先の行政処分等に当たり適用した回数の次の回数の基準日車数を適用して処分するものとする。

ただし、この場合、大型車両（最大積載量5トン以上又は車両総重量8トン以上のものをいう。）にあっては、1つの最高速度違反行為を1.5件として計算するものとする。

(ｱ)　同一営業所の車両の最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において、10件に達した場合（ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車（被けん引自動車の車両数を除く。(ｲ)において同じ。）が配置されている場合にあっては、違反件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。）

(ｲ)　同一営業所の車両の大幅な最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において5件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が配置されている場合にあっては、違反件数がその配置車両数の5%に相当する件数に達した場合とする。）

③ 同一営業所の取扱いについては、通達本文1（3）を準用する。

（注2）

別表

違反行為 適用条項	違反行為 事項	基準日車等 初違反	基準日車等 再違反	備考
	① 都道府県公安委員会から駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為（2の違反並びに過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転及び救護義務違反を除く。以下同じ。）に係る同法第75条第3項の規定による意見聴取があった場合、その違反の事実があった日から過去1年以内において、次の②による同法違反を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない営業所に係るものにあっては、文書による警告を行うものとする。 また、同法第75条第3項の規定に基づく意見聴取がなく、同法第108条の34の規定に基づく通知（2の違反並びに過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転及び救護義務違反に係るものを除く。）のみの場合にあっては、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件（「駐停車違反」、「放置駐車違反行為」「その他」の区分ごととする。）に達した場合に文書による警告を行うものとする。 ② 駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為を理由とした文書による警告又は行政処分を行った日の翌日から起算して1年以内に、同一営業所に係る同違反行為件数の総和が、10件（「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。）に達した場合には、本処分量定による2回目以上の基準を適用するものとする。ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存する場合にあっては、違反行為件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。 ③ 放置駐車違反について道路交通法の車両の使用制限処分があった場合、この基準の適用に当たっては、当該車両使用制限処分を法の自動車等の使用停止処分とみなすものとする。 ④ 同一営業所の取扱いについては、通達本文1（3）を準用する。 （注3） 2及び3の違反行為は、局長通達2（3）の「最高速度違反行為（下命又は容認に係るものは除く。）その他の別に定める違反行為」として、別途個別に処分するものとする。			
第10条第2項	運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存 1 記録 ① 一部記録なし又は記録の一部保存なし ② 全て記録なし又は記録の全て保存なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不実記録 指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反 1 特別な指導の実施状況（注） ① 一部不適切 ② 大部分不適切 2 運転適性診断の受診状況 ① 受診なし1名 ② 受診なし2名以上	 警告 40日車 警告 60日車 警告 10日車 警告 10日車	 10日車 80日車 10日車 120日車 10日車 20日車 10日車 20日車	
	（注） ①の一部不適切は、指導監督告示の実施状況が2分の1以上である場合をいい、②の大部分不適切は、2分の1未満である場合をいう。			
第10条第3項	非常信号用具等の取扱指導違反	勧告	警告	
第10条第4項	「貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第4項の規定に基づき貨物自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」（平成18年国土交通省告示第1092号。）による全従業員に対する指導及び監督違反	警告	10日車	
第11条	異常気象時等における措置違反	警告	10日車	
第12条	安全の確保のための服務規律制定義務違反	警告	10日車	
第21条第1項、第2項	運行管理規程の制定違反 ① 不適切 ② 未制定	 警告 20日車	 10日車 40日車	
第22条	運行管理者に対する指導及び監督違反(指導監督不適切)	10日車	20日車	
第23条第1項	1 死亡事故等に責任のある運行管理者及び統括運行管理者の講習（特別講習）受講義務違反	20日車	40日車	
	2 運行管理者の講習受講義務違反	10日車	20日車	

別表

違反行為 適用条項	違反行為 事項	基準日車等 初違反	基準日車等 再違反	備考
法第18条第1項 安全規則第18条第1項	運行管理者の選任違反			
	1　管理者数の不足	20日車	40日車	
	2　運行管理者選任なし	局長通達5(1)⑤及び6(1)④による		
第2項	統括運行管理者の選任違反	20日車	40日車	
第3項	補助者の要件違反	警告	10日車	
法第18条第3項 安全規則第19条	運行管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出			
	1　選任(解任)の未届出に係るもの	警告	10日車	
	2　虚偽の届出に係るもの	40日車	80日車	
法第22条第2項	運行管理者に対する権限付与義務違反	10日車	20日車	
第3項	運行管理者の助言に対する尊重義務違反	警告	10日車	
法第22条の2	輸送の安全の確保を阻害する行為の禁止違反	実運送を行った事業者に適用される基準日車等		
法第23条	輸送の安全確保の命令違反(注)	60日車	局長通達6(1)⑤エによる	
	(注) 局長通達6(1)⑩及び⑪に該当するものを除く。			
法第24条	自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反			
	1　未届出	10日車	20日車	
	2　虚偽届出	60日車	120日車	
法第24条の3	輸送の安全にかかわる情報の公表違反	警告	10日車	
法第24条の4 施行規則第14条第1号	事業の適確な遂行に係る遵守義務違反 車庫の規模の確保義務違反	10日車	20日車	
第2号	1　健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注1)			
	①　未加入者1名	警告	10日車	
	②　未加入者2名	20日車	40日車	
	③　未加入者3名以上	40日車	80日車	
	2　1の社会保険等の保険料未納(注2)	20日車	40日車	
	(注1) ①「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 ②「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。 (注2) 「社会保険等の保険料未納」とは、納付先機関へ保険料が全く支払われていないことをいう。			
第3号	損害賠償の支払能力確保義務違反	20日車	40日車	
法第25条 第1項	公衆の利便の阻害行為等 不当な運送条件による要求等公衆の利便の阻害	10日車	20日車	
第2項	事業の健全な発達を阻害する競争			
	1　営業類似違法行為を行う自家用貨物自動車の利用	40日車×違反車両数	80日車×違反車両数	
	2　最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額より低い賃金の支払い(注)			
	①　一部の運転者への支払い	10日車	20日車	
	②　全ての運転者への支払い	20日車	40日車	
	3　その他(別に定められるものを除く。)	警告	10日車	
	(注) 「最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額」とは、地域別最低賃金額又は特定(産業別)最低賃金額(両者が適用される場合は、そのうち高い方の最低賃金額)をいう。			
第3項	特定荷主に対する不当な差別的取扱い	警告	10日車	
第4項	公衆の利便の阻害行為等の停止命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤オによる	
法第26条	事業改善の命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤カによる	
法第27条第1項	名義貸し	局長通達5(1)⑥及び6(1)④による		
法第27条第2項	事業の貸渡し等	局長通達5(1)⑦及び6(1)④による		

別表

違反行為 適用条項	違反行為 事項	基準日車等 初違反	基準日車等 再違反	備考
法第29条第1項	無許可の業務の管理の受委託	60日車	120日車	
法第30条第1項、第2項	事業の無認可譲渡・譲受、法人の無認可合併分割	20日車	40日車	
法第32条	事業の無届出休止・廃止			
	① 所在不明事業者であって、相当の期間事業を行っていないと認められるもの	局長通達6(1)⑧による		
	② その他	10日車	20日車	
法第33条第1項第1号	自動車等の使用停止又は事業停止命令違反	局長通達6(1)③による		
法第34条第1項	自動車検査証返納又は登録番号標領置命令違反	局長通達6(1)③による		
法第34条第3項	返付自動車登録番号標の封印取付け義務違反	10日車	20日車	
法第39条の2第3項	地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの資料提出等について拒んだ場合	60日車	120日車	
法第39条の3第2項	地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの適正化事業のための資料提出等について拒んだ場合	60日車	120日車	
法第59条第1項	許可条件違反			
	1 運輸開始期限違反	警告	局長通達6(1)⑦による	
	2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注)			
	① 未加入者1名	警告	10日車	
	② 未加入者2名	20日車	40日車	
	③ 未加入者3名以上	40日車	80日車	
	3 その他の条件違反	20日車	40日車	
	(注) ①「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 ②「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。			
法第60条第1項	報告義務違反			
	① 未報告	警告	10日車	
	② 虚偽の報告	60日車	120日車	
法第60条第4項	検査拒否、虚偽の陳述等	局長通達5(1)⑧及び6(1)④による		
施行規則第44条第1項第1号	運輸開始の未届出	勧告	警告	
第2号	事業の譲渡し、譲受け、法人の合併終了の未届出	勧告	警告	
第3号	休止事業の再開未届出	勧告	警告	
第4号	法第8条第2項、第23条、第25条第4項、第26条の各命令を実施した旨の未届出	勧告	警告	
第5号	事業者の氏名、名称、住所の変更の未届出	勧告	警告	
第6号	事業者たる法人の役員、社員の変更の未届出	勧告	警告	
道路運送法第83条	有償旅客運送の禁止			
	① 道路運送法第4条違反（反復、計画的なものと認められるもの）	60日車×違反車両数	局長通達6(1)⑥による	
	② 道路運送法第83条違反（臨時、偶発的なものと認められるもの）	40日車×違反車両数	80日車×違反車両数	
道路運送法第84条	運送命令の違反	60日車	局長通達6(1)⑤キによる	
道路運送法第95条 道路運送法施行規則第65条	自動車に関する表示義務違反	警告	10日車	